

## 茨城県生物多様性地域戦略策定委員会設置要項

### (目的)

第1条 茨城県における生物多様性の現状・課題を明らかにするとともに、生物多様性の保全・再生及び持続可能な利用について、本県が目指すべき方向性及び取組を示す「茨城県生物多様性地域戦略（仮称）」を策定するため、茨城県生物多様性地域戦略策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 策定委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

### (検討事項)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 生物多様性の現状の把握と課題の抽出に関する事
- (2) 生物多様性への対応に対する基本的な考え方に関する事
- (3) 生物多様性の保全・再生及び持続可能な利用に係る具体的な取組に関する事
- (4) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項

### (委員長等)

第4条 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は策定委員会の円滑な運営と進行を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の開催)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 会議は、策定委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (会議内容の公表)

第6条 策定委員会は原則公開とする。

(庁内の検討・調整等)

第7条 この策定委員会の検討事項(第3条)について、庁内における合意形成を図るために、検討部会を置く。

2 検討部会は、別表2に掲げる課員で構成する。

3 庁内の検討・調整等には、別表に定める者のほか、検討事項に関係する課員等の協力等を求めることとする。

(事務局)

第8条 策定委員会等の事務局は、茨城県生活環境部環境政策課に置く。

2 事務局は、策定委員会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要項は、平成25年6月5日から施行する。